

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（警察本部捜査第四課） 30
- 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども未来推進局） 30

告 示

- と畜場番号の指定の一部改正……………（食品衛生課） 31
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 31
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 31
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 32
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 32
- 森林法による通知に代える公示……………（治山課） 33
- 道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 33
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 33

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 33

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（４件）…………… 35

道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定（９件）…………… 36

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 51

規 則

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年５月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第35号）の施行期日は、平成27年６月１日とする。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年５月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第56号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第10条」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）

第9条 平成27年３月31日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、次に掲げる要件を満たすものは、当分の間、条例第14条第9項本文の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。

- （1） 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること。
- （2） 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる等栄養士による必要な配慮が行われること。
- （3） 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有

する者とする。					同	同	同	佐 藤 聖一郎	同	仁木町北町 1 丁目119番地 1	
(4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。					同	同	同	池 田 裕 之	同	余市町梅川町423番地 1	
(5) 食を通じた満3歳未満の園児の健全育成を図る観点から、満3歳未満の園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。					同	同	同	内 田 英 之	同	余市町沢町 5 丁目46番地	
2 前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、条例第14条第5項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。					同	同	同	大 西 豊	同	余市町豊丘町1553番地	
附 則					同	同	同	神 隆 一	同	余市町豊丘町676番地	
この規則は、公布の日から施行する。					同	同	同	武 市 芳 清	同	余市町美園町269番地19	
					同	同	同	三 間 政 弘	同	余市町山田町600番地	
					同	同	同	宮 野 安 民	同	余市町豊丘町1094番地	
					同	同	同	大 森 敏 彦	同	仁木町旭台 1 番地	
					同	同	監 事	加 藤 光 一	同	余市町美園町366番地	
					同	同	同	渡 辺 純	同	仁木町北町 3 丁目47番地	
					同	同	同	穂 苅 勝 行	同	余市町沢町 3 丁目17番地	
					退 任	同	27. 4. 2	理 事	嶋 保	同	余市町黒川町83番地 1
					同	同	同	石 岡 渡	同	余市町梅川町1229番地	
					同	同	同	西 條 正 昭	同	仁木町旭台50番地	
					同	同	同	佐 藤 聖一郎	同	仁木町北町 1 丁目119番地 1	
					同	同	同	池 田 裕 之	同	余市町梅川町423番地 1	
					同	同	同	内 田 英 之	同	余市町沢町 5 丁目46番地	
					同	同	同	大 西 豊	同	余市町豊丘町1553番地	
					同	同	同	大 宮 喜代治	同	余市町山田町548番地	
					同	同	同	神 隆 一	同	余市町豊丘町676番地	
					同	同	同	武 市 芳 清	同	余市町美園町269番地19	
					同	同	同	宮 野 安 民	同	余市町豊丘町1094番地	
					同	同	同	伊 藤 浩 一	同	仁木町砥の川55番地10	
					同	同	監 事	加 藤 光 一	同	余市町美園町366番地	
					同	同	同	井 内 宏 文	同	仁木町旭台217番地	
					同	同	同	広 瀬 寿 夫	同	余市町山田町414番地	
北海道告示第380号											
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。											
平成27年 5 月19日											
北海道知事 高 橋 はるみ											
認可年月日 土地改良区名											
平成27. 4. 27 神竜土地改良区											

告 示				
北海道告示第378号				
平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。				
平成27年 5 月19日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
釧路保健所の項の次に次の 1 項を加える。				
日高食	7	同	日高食肉流通センター	新冠郡新冠町字西泊津 株式会社日高食
肉衛生			77－5	肉センター
検査所				
北海道告示第379号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。				
平成27年 5 月19日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所	
就 任	平成27. 4. 3	理 事	嶋 保	余市郡余市町黒川町17丁目 2 番地 2
同	同	同	石 岡 渡	同 余市町梅川町1229番地
同	同	同	伊 藤 浩 一	同 仁木町砥の川55番地10

同 27. 4.28 新篠津土地改良区
同 27. 4.30 石狩土地改良区
同 27. 5. 1 大雪土地改良区

北海道告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第383号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を当別町役場の掲示場に掲示した。 平成27年5月19日 北海道知事 高 橋 はるみ		道道 帯 広 新 得 線 北海道十勝総合振興局 帯 広 建 設 管 理 部 河東郡音更町字下音更北5線西18番1地先から 同郡音更町字然別北5線西36番4地先まで 平成27. 5.19
1 通 知 の 内 容 平成27年北海道告示第322号 2 所在が不分明な者 吉江 静枝、後藤 関雄、野田 政子、下田 茂、岡田 貞雄、内村 信三、佐田 徳雄、小田 俊夫、小田 晴一、山岡 由貴江、鶴田 稔、日本地所株式会社、高松 登美郎、三宅 悦子、祐成 省三、本持 信夫、第一林業株式会社、金基 守、後藤 傳治、磯野 昌子、大野 佐一、島田 幸子、八木 信子、藤林 利子、田邊 正一、平野 友晴、米田 平四良、福島 修、機田 安弘、木原 健、百々 英雄、矢田貝 陽子、西田 真人、三木 隆太郎、日下 ミチ、白井 円十、杉山 幾夫、石上 ハルエ、西村 栄、村上 公彦、千北 雅子、金谷 由紀子		道道 留 萌 港 線 北海道留萌振興局 留 萌 建 設 管 理 部 留萌市大町3丁目17番地先から 同市本町2丁目21番地先（一般国道231号交点）まで 平成27. 5.19 道道 留 萌 港 線 北海道留萌振興局 留 萌 建 設 管 理 部 留萌市大町1丁目92番2地先から 同市大町3丁目17番地先まで 平成27. 5.19 道道 留 萌 港 線 北海道留萌振興局 留 萌 建 設 管 理 部 留萌市大町1丁目65番地先から 同市大町1丁目92番3地先まで 平成27. 5.19
北海道告示第384号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成27年5月19日 北海道知事 高 橋 はるみ		北海道告示第385号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成27年5月19日 北海道知事 高 橋 はるみ
路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 音 更 新 得 線 河東郡音更町字音更西1線71番2地先から 平成27. 5.19 北海道十勝総合振興局 同郡音更町駒場南10番4地先まで 帯 広 建 設 管 理 部 道道 土 幌 上 土 幌 線 河東郡上土幌町字上土幌西1線215番1地先から 平成27. 5.19 北海道十勝総合振興局 同郡上土幌町字上土幌138番15地先まで 帯 広 建 設 管 理 部 道道 旅 来 豊 頃 停 車 場 線 中川郡豊頃町旅来241番地先から 平成27. 5.19 北海道十勝総合振興局 同郡豊頃町旅来251番地先まで 帯 広 建 設 管 理 部 道道 帯 広 新 得 線 河東郡音更町字下音更北5線西14番1地先から 平成27. 5.19 北海道十勝総合振興局 同郡音更町字下音更北5線西20番6地先まで 帯 広 建 設 管 理 部		1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市沢町2（I－1－281－818） 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町沢町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
		総合振興局告示及び振興局告示
		北海道オホーツク総合振興局告示第66号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年 5 月19日 北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか 1 品目 全43点 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 限 平成28年 3 月22日 (4) 納 入 場 所 北海道オホーツク総合振興局長の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第 3 号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第 6 号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成27年 5 月19日から同年 6 月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093－8585 網走市北 7 条西 3 丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 5 入札書の提出等 (1) 入 札 書 提 出 場 所 網走市北 7 条西 3 丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課（送付による場合は、郵便番号 093－8585 網走市	北 7 条西 3 丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係） (2) 入 札 受 付 期 間 平成27年 6 月25日から同月30日（日曜日及び土曜日を除く。）までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで及び同年 7 月 1 日午前 9 時から午前11時まで（送付による場合は、同年 7 月 1 日午前11時までに必着） (3) 開 札 場 所 網走市北 7 条西 3 丁目 北海道オホーツク合同庁舎 3 階 1 号会議室 (4) 開 札 日 時 平成27年 7 月 1 日 午前11時 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuunnai.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)の A 及び 3 の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(1)、(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093－8585 網走市北 7 条西 3 丁目 (3) 電 話 番 号 0152－41－0608 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Self-Propelled Reel Irrigator
---	--

and 1 items 43 in total B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 1, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than the same time) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608	(2)ア 56,200円 イ 54,960円 ウ 46,850円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道南幌養護学校 (2) 所在地 空知郡南幌町緑町5丁目1番1号
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁空知教育局告示第34号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成27年5月19日 北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭コース） ア 恵庭（月・火・金）コース 114日 イ 恵庭（水）コース 41日 ウ 恵庭（木・行事）コース 50日 (2) 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（江別コース） ア 江別（月・火・金）コース 114日 イ 江別（水）コース 41日 ウ 江別（木・行事）コース 50日 2 随意契約の相手方を決定した日 (1) 平成27年3月31日 (2) 平成27年3月25日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社高田モータース イ 住 所 夕張郡長沼町東5線南6番地 (2)ア 氏 名 ジェイ・アール北海道バス株式会社 イ 住 所 札幌市西区二十四軒2条7丁目1番26号 4 随意契約に係る金額 (1)ア 72,960円 イ 71,928円 ウ 60,100円	北海道教育庁石狩教育局告示第59号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年5月19日 北海道教育庁石狩教育局長 村 上 明 寛 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区） 一式 (2) 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区） 一式 (3) 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区） 一式 (4) 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区） 一式 (5) 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区） 一式 (6) 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式 2 落札を決定した日 平成27年4月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(5) ア 氏 名 株式会社ビルメン日新 イ 住 所 札幌市西区山の手2条11丁目13番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 株式会社東伸ビル管理 イ 住 所 札幌市北区北20条西4丁目2番2号 (3) 1の(3)及び(6) ア 氏 名 北陽ビルサービス株式会社 イ 住 所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1番27号 (4) 1の(4)

ア 氏 名 株式会社東洋実業 イ 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号 4 落札金額 (1) 3,661,200円 (2) 2,662,200円 (3) 3,196,800円 (4) 1,840,320円 (5) 1,879,200円 (6) 2,386,800円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年2月20日付け北海道教育庁石狩教育局告示第17号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局告示第40号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年5月19日 北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 灯油（愛別地域） 7,400リットル 2 落札者を決定した日 平成27年4月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海丸油株式会社 (2) 住 所 旭川市宮下通15丁目1201－1 4 落札金額 62円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年4月3日付け北海道教育庁上川教育局告示第32号 7 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局告示第39号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年5月19日 北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 A重油（愛別地域） 48,000リットル 2 落札者を決定した日 平成27年4月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海丸油株式会社 (2) 住 所 旭川市宮下通15丁目1201－1 4 落札金額 58円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年4月3日付け北海道教育庁上川教育局告示第31号 7 契約に関する事務を担当する組織	道 収 用 委 員 会 告 示 北海道収用委員会告示第6号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成27年5月19日 北海道収用委員会会長 松 浦 正 典 1 事件名 平成27年（収）第4号一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」）収用事件 2 起業者の名称

国土交通大臣	一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）
3 事業の種類	4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
上磯郡木古内町字亀川	286番 1	田	5,741	5,971.56	37.12	不明 ただし、（亡）菊地長作法定相続人又は菊地秀利（別表のとおり）	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成27年 5 月 8 日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
（亡）菊地長作の法定相続人	
（法定相続持分7776分の48） 林 英 男	函館市鍛冶 2 丁目18番 9 号
（法定相続持分7776分の156） 倉 永 恵都子	北広島市若葉町 4 丁目10番地 4
（法定相続持分7776分の78） 菊 地 愛 子	北斗市当別 4 丁目 2 番12号
（法定相続持分7776分の26） 伊 藤 加代子	函館市港町 1 丁目19番26－ 2 号
（法定相続持分7776分の26） 菊 地 礼 生	茨城県土浦市西根南 2 丁目10番31号 山口ハイツ B－106
（法定相続持分7776分の26） 遠 山 諭 香	東京都足立区保木間 1 丁目31番 6－501号 ハイックォーク
（法定相続持分7776分の156） 近 藤 恵美子	愛知県豊橋市内張町13番地の 2
（法定相続持分7776分の78） 荒 井 秋 雄	函館市桔梗町418番地275
（法定相続持分7776分の39） 荒 井 幸 恵	函館市桔梗町418番地275
（法定相続持分7776分の39） 川 島 しのぶ	函館市桔梗 5 丁目31番12号

(法定相続持分7776分の156)
吉 田 トモ子
(法定相続持分7776分の1452)
家 村 英 子
(法定相続持分7776分の156)
菊 地 秀 利
(法定相続持分7776分の156)
澤 口 洋 子
(法定相続持分7776分の432)
菊 地 美 利
(法定相続持分7776分の432)
本 間 幾 子
(法定相続持分7776分の432)
菊 地 隆
(法定相続持分7776分の648)
吉 岡 美智子
(法定相続持分7776分の648)
大 郷 隆一郎
(法定相続持分7776分の216)
菊 地 春 美
(法定相続持分7776分の216)
大 塚 美津子
(法定相続持分7776分の216)
山 本 法 子
(法定相続持分7776分の216)
菊 地 正 子
(法定相続持分7776分の216)
矢 野 文 子
(法定相続持分7776分の216)
菊 地 正 陽
(法定相続持分7776分の108)
櫻 庭 正 勝
(法定相続持分7776分の108)
櫻 庭 眞知子
(法定相続持分7776分の108)
櫻 庭 正 興
(法定相続持分7776分の108)
安 岡 時 彦
(法定相続持分7776分の108)
櫻 庭 秀 行
(法定相続持分7776分の648)
佐 藤 弘

北斗市七重浜 2 丁目 43 番 10 号
大阪府吹田市千里丘上 35 番 A - 302 号
上磯郡木古内町字泉沢 43 番地 1
上磯郡木古内町字札莉 151 番地 4
神奈川県藤沢市鵠沼海岸 5 丁目 8 番 23 ~ 207 号
函館市若松町 38 番 24 号
千葉県松戸市大橋 465 番地の 2 レオパレスプレミール M203 号
函館市桔梗 4 丁目 31 番 7 号
亀田郡七飯町字上藤城 313 番地の 230
兵庫県神戸市灘区岩屋北町 5 丁目 2 番 21 - 702 号
兵庫県神戸市垂水区山手 2 丁目 2 番 21 号
兵庫県神戸市西区玉津町高津橋 545 番地の 19
兵庫県神戸市灘区岩屋北町 2 丁目 4 番 20 - 307 号
兵庫県神戸市須磨区一ノ谷町 4 丁目 1 番 13 号
兵庫県宝塚市青葉台 1 丁目 11 番 1 号
千葉県松戸市栄町 5 丁目 305 番地 松戸栄町ハイム 515 号
栃木県宇都宮市双葉 2 丁目 10 番 9 号 コーポつばさ 202 号
江別市元江別 889 番地の 12
江別市元江別 865 番地の 7
札幌市手稲区星置 3 条 6 丁目 9 番 15 号
札幌市東区北 35 条東 20 丁目 1 番 15 号 三栄ビル 203

(法定相続持分7776分の108) 佐 藤 栄 子	札幌市東区北35条東20丁目 1 番15号 三栄ビル203
菊 地 秀 利	上磯郡木古内町字泉沢43番地 1

北海道収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年5月19日

北海道収用委員会会長 松 浦 正 典

1 事件名

平成27年（収）第5号一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道

路」）収用事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類

一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
上磯郡 木古内町 字二乃岱	10番 1	雑種地	2,224	2,267.05	20.92	不明 ただし、（亡）本多光一法定 相続人 （法定相続持分3分の1） 神 谷 由 典 （法定相続持分3分の1） 神 谷 正 明 （法定相続持分3分の1） 石 山 保 又はその一部の者	札幌市厚別区青葉町12丁目 9 番60－402号 札幌市北区北38条西 2 丁目 2 番33－405号 東京都目黒区碑文谷 5 丁目 4 番12号 カ サザール碑文谷202	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

平成27年5月8日

北海道収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年5月19日

北海道収用委員会会長 松 浦 正 典

1 事件名

平成27年（収）第9号一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」）収用事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類

一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
上磯郡木古 内町字幸連	213番	山林	1,844	1,850.05	975.28	不明 ただし、（亡）鈴木林平法定相 続人（別表のとおり）又はその 一部の者	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成27年 5 月 8 日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
(亡) 鈴木林平の法定相続人 (法定相続持分12600分の228) 池 田 勉 (法定相続持分12600分の228) 池 田 強 (法定相続持分12600分の456) 坂 井 節 子 (法定相続持分12600分の456) 池 田 弘 (法定相続持分12600分の456) 池 田 甲 (法定相続持分12600分の456) 阿 部 悦 子 (法定相続持分12600分の430) 柴 田 捷 子 (法定相続持分12600分の430) 木 田 利 子 (法定相続持分12600分の172) 植 木 美 枝 (法定相続持分12600分の129) 植 木 幸 枝 (法定相続持分12600分の129) 植 木 孝 洋 (法定相続持分12600分の430) 黒 瀬 恵 子 (法定相続持分12600分の860)	群馬県沼田市東倉内町207番地 新潟県新潟市中央区笹口 2 丁目 2 番地20 ベル・カナン新潟駅南401号 新潟県阿賀野市笹岡1390番地 1 千葉県千葉市花見川区柏井町1572番地 1 愛知県名古屋市中川区花塚町 1 丁目 1 番地 花塚荘 2 - 7 号 新潟県新潟市中央区女池 3 丁目18番 3 号 小樽市入船 4 丁目 2 番110号 紋別市花園町 1 丁目 4 番25号 紋別市潮見町 3 丁目 7 番39号 東京都多摩市乞田1347番地の 1 ソレイユM301 稚内市富岡 1 丁目 1 番37号 10共 4 号 札幌市東区北 6 条東 8 丁目 1 番 1 - 1105号

鈴木 美智子 (法定相続持分12600分の860)	函館市白鳥町21番24号
鈴木 久美子 (法定相続持分12600分の430)	函館市白鳥町21番24号
片桐 健一 (法定相続持分12600分の430)	埼玉県狭山市大字青柳63番地 新狭山ハイツ 4棟407号
片柳 和子 (法定相続持分12600分の430)	千葉県長生郡長生村一松戊1153番地16
片桐 康司 (法定相続持分12600分の430)	埼玉県桶川市大字上日出谷1033番地の8
稲川 晶子 (法定相続持分12600分の860)	神奈川県厚木市毛利台2丁目17番7号
鈴木 晶一 (法定相続持分12600分の860)	札幌市中央区南16条西4丁目1番12-801号
樋口 博子 (法定相続持分12600分の1720)	埼玉県飯能市美杉台5丁目22番地12
鈴木 武四郎 (法定相続持分12600分の860)	東京都練馬区大泉学園町8丁目5番21号
鈴木 恵子 (法定相続持分12600分の860)	札幌市清田区北野2条1丁目8番15号
鈴木 伸一	埼玉県坂戸市大字浅羽1086番地11

北海道収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年5月19日

北海道収用委員会会長 松浦 正典

1 事件名

平成27年（収）第10号一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路

路」）収用事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類

一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
上磯郡木古内町字札苅	566番	山林	858	853.87	209.94	不明 ただし、（亡）平野末三郎 （ただし、土地の登記記録上の氏名 平野末三郎）法定相続人		なし	なし	なし	なし

						(法定相続持分9分の3) 平 野 ひ さ (法定相続持分9分の2) 平 野 茂 (法定相続持分9分の2) 平 野 悦 子 (法定相続持分9分の2) 平 野 修 又はその一部の者	函館市昭和4丁目24番3号 函館市昭和4丁目35番17号 函館市湯浜町9番20号 札幌市白石区北郷9条3丁目7番5号 コーポR-2号				
5 裁決手続開始決定の日 平成27年5月8日							平成27年（収）第12号高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）収用事件				
北海道収用委員会告示第10号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成27年5月19日 北海道収用委員会会長 松 浦 正 典							2 起業者の名称 東日本高速道路株式会社 3 事業の種類 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事 4 裁決手続開始を決定する土地				
1 事件名											
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
小樽市 新光町	410番1	山 林	4,400	4,405.81	2,052.65	共有持分9分の8 水 間 政 憲 共有持分9分の1 水 間 正 巳	東京都杉並区阿佐谷北5丁目4番20号第2増田荘102号 ただし、登記記録上の住所 小樽市朝里三丁目12番地 小樽市朝里3丁目12番22号 ただし、登記記録上の住所 小樽市朝里三丁目12番地	なし	なし	なし	なし
小樽市 新光町	411番1	山 林	3,597	3,626.75	1,164.54	共有持分9分の8 水 間 政 憲 共有持分9分の1	東京都杉並区阿佐谷北5丁目4番20号第2増田荘102号 ただし、登記記録上の住所 小樽市朝里三丁目12番地	なし	なし	なし	なし

						水 間 正 巳	小樽市朝里 3 丁目12番22号 ただし、登記記録上の住所 小樽市朝里三丁目12番地				
小樽市 新光町	411番 4	山 林	1,204	1,251.89	429.78	共有持分 9 分の 8 水 間 政 憲 共有持分 9 分の 1 水 間 正 巳	東京都杉並区阿佐谷北 5 丁目 4 番20号第 2 増田荘102号 ただし、登記記録上の住所 小樽市朝里三丁目12番地 小樽市朝里 3 丁目12番22号 ただし、登記記録上の住所 小樽市朝里三丁目12番地	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成27年 5 月 8 日

北海道収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
平成27年 5 月19日

北海道収用委員会会長 松 浦 正 典

1 事件名

- 平成27年（収）第 6 号一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」）収用事件
- 2 起業者の名称
国土交通大臣
- 3 事業の種類
一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用し ようとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 ・受付番号	種類
上磯郡木古内 町字二乃岳	4 番70	畑	1,174	1,178.00	335.82	不明 ただし、（亡）藤田勘次郎 法定相続人（別表のとおり） 又はその一部の者	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成27年 5 月 8 日

別表

土 地 所 有 者					
氏 名			住 所		

(亡) 藤田勘次郎の法定相続人
(法定相続持分1440分の120)
小 林 ソ テ
(法定相続持分1440分の100)
藤 田 宮 子
(法定相続持分1440分の20)
藤 田 と き
(法定相続持分1440分の120)
木 透 チ ュ
(法定相続持分1440分の60)
藤 田 冷 子
(法定相続持分1440分の20)
藤 田 澄 江
(法定相続持分1440分の20)
福 地 秀 美
(法定相続持分1440分の20)
藤 田 誠
(法定相続持分1440分の60)
藤 田 桂 子
(法定相続持分1440分の30)
藤 田 佳 久
(法定相続持分1440分の30)
藤 島 紫
(法定相続持分1440分の120)
高 橋 恵美子
(法定相続持分1440分の120)
花 牟 禮 エサ子
(法定相続持分1440分の120)
藤 田 孝 夫
(法定相続持分1440分の16)
伊 藤 洋 子
(法定相続持分1440分の8)
伊 藤 重 治
(法定相続持分1440分の4)
伊 藤 一 範
(法定相続持分1440分の4)
伊 藤 剛
(法定相続持分1440分の16)
吉 田 明 絵
(法定相続持分1440分の48)
中 川 金之助
(法定相続持分1440分の16)
恩 田 和 代

東京都板橋区仲町 5 番 8 号
札幌市北区北33条西 4 丁目 2 番 1 - 409号
函館市本通 4 丁目 4 番 3 号
東京都板橋区成増四丁目14番18号 ケアタウン成増
埼玉県草加市瀬崎 3 丁目15番14号第 1 浅古ハイツ206号
埼玉県草加市瀬崎 3 丁目15番14号第 1 浅古ハイツ206号
東京都大田区大森北五丁目16番 1 - 306号
札幌市北区北26条西 8 丁目 1 番16号
千葉県安房郡鋸南町保田329番地 5
東京都多摩市一ノ宮 1 丁目24番地の 1 メゾン・ド・ノア聖蹟桜ヶ丘501
千葉県安房郡鋸南町保田329番地 7
札幌市白石区東札幌 4 条 4 丁目 5 番27号
東京都板橋区赤塚三丁目10番 2 号
千葉県八千代市大和田新田15番地高津団地 1 街区10棟204号
三重県桑名市野田三丁目20番地15
三重県桑名市多度町多度二丁目30番地 3
兵庫県神戸市西区樫野台 5 丁目 3 番地 6 - 1403号
三重県桑名市多度町多度二丁目30番地 3
愛知県北名古屋市高田寺西の門 5 番地 1
余市郡余市町黒川町 7 丁目65番地
帯広市東 4 条南17丁目19番地 1

(法定相続持分1440分の16)
工 藤 光 恵
(法定相続持分1440分の16)
飯 田 壤 次
(法定相続持分1440分の4)
東 出 八千代
(法定相続持分1440分の4)
津 村 多喜子
(法定相続持分1440分の4)
小笠原 喜江子
(法定相続持分1440分の24)
菊 地 忠 夫
(法定相続持分1440分の2)
土 谷 あずさ
(法定相続持分1440分の2)
本 庄 奈津巳
(法定相続持分1440分の4)
杉 田 ひとみ
(法定相続持分1440分の4)
関 口 ますみ
(法定相続持分1440分の24)
飯 田 さ み
(法定相続持分1440分の6)
木 元 寿 重
(法定相続持分1440分の6)
飯 田 正 光
(法定相続持分1440分の6)
飯 田 光 重
(法定相続持分1440分の6)
若 山 玲 子
(法定相続持分1440分の12)
飯 田 幸 子
(法定相続持分1440分の3)
飯 田 誠
(法定相続持分1440分の3)
飯 田 大
(法定相続持分1440分の3)
飯 田 航
(法定相続持分1440分の3)
飯 田 悟
(法定相続持分1440分の24)
對 馬 智 子
(法定相続持分1440分の24)

愛知県名古屋市緑区作の山町239番地の1

札幌市白石区本郷通6丁目北7番9号パールペアシティ本郷1号

上磯郡木古内町字泉沢95番地6

埼玉県ふじみ野市富士見台11番12号

北斗市追分2丁目37番40号

檜山郡江差町字東山405番地 ひのき荘

檜山郡上ノ国町字石崎120番地

札幌市中央区南11条西9丁目1番27-201号

美唄市西3条北6丁目6番36号

函館市美原2丁目6番14号

上磯郡木古内町字泉沢134番地

上磯郡木古内町字本町252番地1

上磯郡木古内町字泉沢134番地

上磯郡木古内町字泉沢134番地

檜山郡江差町字南浜町382番地

上磯郡木古内町字本町192番地1

苫小牧市日新町2丁目3番11号 いすゞ樽前寮

登別市柏木町1丁目3番地1 ハイッひとみ202号室

上磯郡木古内町字泉沢192番地1

上磯郡木古内町字泉沢192番地1

北斗市七重浜6丁目8番26号

佐々木 裕 子 (法定相続持分1440分の24) 飯 田 雅 人 (法定相続持分1440分の120) 柴 野 絹 枝 (法定相続持分1440分の24) 柴 野 新 也						札幌市東区北12条東14丁目 3 番15－502号 函館市美原 3 丁目58番 3 号 余市郡余市町港町157番地の27 札幌市手稲区星置南 2 丁目26番地41																																																		
北海道収用委員会告示第12号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成27年 5 月19日 北海道収用委員会会長 松 浦 正 典						路」）収用事件 2 起業者の名称 国土交通大臣 3 事業の種類 一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで） 4 裁決手続開始を決定する土地																																																		
<table><tr><th colspan="6">裁決手続の開始を決定する土地</th><th colspan="2">土地所有者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所 在</th><th rowspan="2">地番</th><th rowspan="2">地目</th><th rowspan="2">登記記録上の地積 (㎡)</th><th rowspan="2">実測地積 (㎡)</th><th rowspan="2">収用しようとする土地の面積 (㎡)</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th colspan="2">権利の表示</th></tr><tr><th>受付年月日・受付番号</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">上磯郡木古内町字二乃岳</td><td>4 番95</td><td>畑</td><td>784</td><td>784.08</td><td>203.34</td><td>不明 ただし、（亡）服部勲 法定相続人 法定相続持分 8 分の 4 服 部 ハルエ 法定相続持分 8 分の 1 高 野 悦 子</td><td>上磯郡木古内町字泉沢481番地 北広島市稲穂町東 3 丁目 1 番地 9</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">なし</td></tr><tr><td>4 番97</td><td>畑</td><td>590</td><td>590.09</td><td>590.09</td><td>法定相続持分 8 分の 1 服 部 好 悦 法定相続持分 8 分の 1 古 川 留美子 法定相続持分 8 分の 1 服 部 欽 二 又はその一部の者</td><td>函館市美原 3 丁目 3 番 6 号 函館市美原 3 丁目 3 番 6 号 北斗市茂辺地 2 丁目 7 番 1 号</td></tr></table>												裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示		受付年月日・受付番号	種類	上磯郡木古内町字二乃岳	4 番95	畑	784	784.08	203.34	不明 ただし、（亡）服部勲 法定相続人 法定相続持分 8 分の 4 服 部 ハルエ 法定相続持分 8 分の 1 高 野 悦 子	上磯郡木古内町字泉沢481番地 北広島市稲穂町東 3 丁目 1 番地 9	なし	なし	なし	なし	4 番97	畑	590	590.09	590.09	法定相続持分 8 分の 1 服 部 好 悦 法定相続持分 8 分の 1 古 川 留美子 法定相続持分 8 分の 1 服 部 欽 二 又はその一部の者	函館市美原 3 丁目 3 番 6 号 函館市美原 3 丁目 3 番 6 号 北斗市茂辺地 2 丁目 7 番 1 号
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人																																																
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示																																														
										受付年月日・受付番号	種類																																													
上磯郡木古内町字二乃岳	4 番95	畑	784	784.08	203.34	不明 ただし、（亡）服部勲 法定相続人 法定相続持分 8 分の 4 服 部 ハルエ 法定相続持分 8 分の 1 高 野 悦 子	上磯郡木古内町字泉沢481番地 北広島市稲穂町東 3 丁目 1 番地 9	なし	なし	なし	なし																																													
	4 番97	畑	590	590.09	590.09	法定相続持分 8 分の 1 服 部 好 悦 法定相続持分 8 分の 1 古 川 留美子 法定相続持分 8 分の 1 服 部 欽 二 又はその一部の者	函館市美原 3 丁目 3 番 6 号 函館市美原 3 丁目 3 番 6 号 北斗市茂辺地 2 丁目 7 番 1 号																																																	
5 裁決手続開始決定の日 平成27年 5 月 8 日						北海道収用委員会告示第13号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決																																																		

定したので、次のとおり公告する。 平成27年5月19日 北海道収用委員会会長 松 浦 正 典	2 起業者の名称 国土交通大臣 3 事業の種類 一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで） 4 裁決手続開始を決定する土地
1 事件名 平成27年（収）第8号一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」）収用事件	

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする 土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 ・受付番号	種類
上磯郡木古内 町字幸連	218番	山林	654	653.04	268.45	不明 ただし、（亡）岩館勝藏 法定相続人（別表のとおり） 又は岩 館 信 也	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成27年5月8日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
(亡) 岩館勝藏の法定相続人 (法定相続持分28800分の1560) 岩 館 信 也 (法定相続持分28800分の780) 岩 館 逸 子 (法定相続持分28800分の390) 岩 館 美智春 (法定相続持分28800分の390) 大 場 絵利子 (法定相続持分28800分の480) 西 村 香 織 (法定相続持分28800分の480) 岩 館 裕 之 (法定相続持分28800分の480) 岩 館 亘 樹 (法定相続持分28800分の1560)	上磯郡木古内町字札苅207番地 青森県五所川原市十三通行道103番地98 青森県五所川原市十三通行道103番地98 青森県青森市けやき1丁目21-3 登別市美園町5丁目5番地10 室蘭市母恋南町三丁目21番18号 室蘭市母恋南町三丁目21番18号

三 浦 ルミ子
(法定相続持分28800分の968)
岩 館 京 子
(法定相続持分28800分の1288)
山 本 康 之
(法定相続持分28800分の1288)
佐々木 淳 子
(法定相続持分28800分の1288)
山 本 隆 行
(法定相続持分28800分の1288)
植 田 由紀子
(法定相続持分28800分の3060)
鈴 木 まゆみ
(法定相続持分28800分の3060)
岩 崎 ひとみ
(法定相続持分28800分の6120)
工 藤 フサ子
(法定相続持分28800分の72)
和 田 興三郎
(法定相続持分28800分の72)
和 田 三千藏
(法定相続持分28800分の72)
工 藤 謙
(法定相続持分28800分の72)
三 上 喜代子
(法定相続持分28800分の72)
和 田 エリ子
(法定相続持分28800分の45)
山 口 八重美
(法定相続持分28800分の45)
西 村 孝 司
(法定相続持分28800分の90)
木 村 訓
(法定相続持分28800分の90)
和 田 クニ子
(法定相続持分28800分の90)
木 村 七 郎
(法定相続持分28800分の90)
木 村 八洲男
(法定相続持分28800分の90)
木 寺 昭 子
(法定相続持分28800分の90)
木 村 巳 男

上磯郡木古内町字札苅237番地
函館市花園町33番10－1402号
神奈川県綾瀬市上土棚南四丁目 7 番52号
札幌市中央区北四条西13丁目 1 番地47号ヴィラ・クレセア植物園702号
東京都足立区西新井栄町二丁目18番 8 号ウェストサイド201
神奈川県大和市福田1585番地 8
函館市西旭岡町一丁目30番地 9
北海道北広島市松葉町二丁目 3 番地 3
上磯郡木古内町字札苅214番地
上磯郡木古内町字札苅199番地の 1
函館市本通二丁目27番 3 号
上磯郡木古内町字札苅202番地の 1
札幌市北区百合が原八丁目19番25号
亀田郡七飯町大川三丁目13番12号やわらぎ荘 1 号室
函館市桔梗町386番地 2
静岡県湖西市駅南三丁目 5 番26号ベルハイム A－403
山越郡長万部町字長万部444番地の17
函館市弥生町 2 番18号
神奈川県横須賀市ハイランド二丁目 7 番12号
兵庫県西宮市高須町一丁目 1 番 6－1301号
上磯郡木古内町字札苅694番地 1
上磯郡木古内町字札苅238番地 1

(法定相続持分28800分の90)
村 山 末 子
(法定相続持分28800分の120)
多 田 千代乃
(法定相続持分28800分の120)
佐々木 美代子
(法定相続持分28800分の120)
中 村 登美子
(法定相続持分28800分の120)
藤 原 功
(法定相続持分28800分の120)
朝 岡 貴美子
(法定相続持分28800分の120)
藤 原 均
(法定相続持分28800分の720)
木 村 庄三郎
(法定相続持分28800分の720)
木 村 昭之助
(法定相続持分28800分の72)
永 易 宣 明
(法定相続持分28800分の36)
永 易 つ る
(法定相続持分28800分の18)
永 易 千 穂
(法定相続持分28800分の18)
永 易 智 美
(法定相続持分28800分の72)
深 田 睦 子
(法定相続持分28800分の72)
小 林 好 子
(法定相続持分28800分の72)
永 易 誠
(法定相続持分28800分の60)
安 藤 イ チ
(法定相続持分28800分の30)
石 垣 弘
(法定相続持分28800分の30)
石 垣 えり子
(法定相続持分28800分の60)
田 平 孝 枝
(法定相続持分28800分の60)
本 間 タミ子
(法定相続持分28800分の60)

函館市榎本町12番17号
函館市双見町23番地
函館市本通二丁目25番12号
亀田郡七飯町大川一丁目2番8号
東京都江東区東砂7丁目15番3号丸山方203
埼玉県入間市久保稲荷五丁目14番地9
東京都江東区東雲二丁目4番2-1205号
函館市白尻町238番地1
函館市本通二丁目26番11号
神奈川県綾瀬市寺尾台二丁目26番7号
函館市弥生町17番8号
東京都目黒区下目黒4丁目10番27号コープ渡辺
函館市弥生町17番8号
函館市富岡町1丁目37番29号
札幌市東区北49条東13丁目5番19号
神奈川県横浜市南区永田みなみ台2番9-1110号
稚内市潮見一丁目6番24号
函館市亀田本町26番60号
函館市亀田本町26番60号
函館市千代台町31番21号
釧路市貝塚二丁目23番28号カナディアン199 210号

玉井 信 弘 (法定相続持分28800分の60)	函館市本町31番32号
玉井 繁 喜 (法定相続持分28800分の360)	函館市昭和二丁目10番12号
岩 館 満	上磯郡木古内町字札苅253番地 1
岩 館 信 也	上磯郡木古内町字札苅207番地

北海道収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年5月19日

北海道収用委員会会長 松 浦 正 典

1 事件名

平成27年（収）第11号一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道

- 路」）収用事件
- 2 起業者の名称
国土交通大臣
- 3 事業の種類
一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類
上磯郡木古内町字札苅	411番	山林	1,030	1,030.82	263.30	不明 ただし、（亡）佐藤金四郎法定相続人 関 川 寿 子 法定相続持分4分の1 佐 藤 壽 男	青森県八戸市大字売市字鴨ヶ池47番地11 みどり荘2号 埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地（10－501）	木古内町（林道管理者） （亡）西根貞義法定相続人 法定相続持分4分の3 西 根 悌 司 法定相続持分4分の1 平 井 英 二	上磯郡木古内町字本町218番地 上磯郡木古内町字幸連55番地1 函館市杉並町7番12号	なし 昭和43年7月5日第1131号	占有権 根抵当権
	421番	山林	2,009	2,009.16	1,666.90	法定相続持分4分の2 （亡）佐 藤 ミツ子 又はその一部の者 なお、（亡）佐藤ミツ子の相続人不存在		（亡）西根貞義法定相続人 法定相続持分4分の3 西 根 悌 司 法定相続持分4分の1 平 井 英 二 西 村 千 三	上磯郡木古内町字幸連55番地1 函館市杉並町7番12号 上磯郡知内町字重内	昭和43年7月5日第1131号 昭和51年10月28	根抵当権 抵当権

									株式会社いとう屋	975番地 ただし、登記記録上 は、上磯郡知内町字中 ノ川74番地 函館市新川町22番18号	日第4741号 昭和54年 5 月30 日第2045号	抵当権
5 裁決手続開始決定の日 平成27年 5 月 8 日												
道 警 察 本 部 告 示												
北海道警察本部告示第195号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年 5 月19日 北海道警察本部長 室 城 信 之 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 交通安全施設管理システム地図ソフトの賃貸借 一式 2 落札を決定した日 平成27年 4 月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 アトミクス株式会社 (2) 住 所 東京都板橋区舟渡3丁目9番6号 4 落札金額 513,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年 3 月13日付け北海道警察本部告示第137号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目												